

社会福祉法人はまなす会
特別養護老人ホームぬくもり山王
重 要 事 項 説 明 書

特別養護老人ホームぬくもり山王は入所者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護3以上」と認定された方が対象となります。要介護1又は要介護2の方で、やむを得ない事情により特別養護老人ホーム以外での生活が困難であると認められた場合については、特例的に入所できる場合もございます。

◇◆目次◆◇

1	事業者	1
2	施設の概要	1
3	職員の配置状況	2
4	施設が提供するサービスと利用料金	4
5	退所について	5
6	苦情の受付について	6

1. 事業者

(1) 法人名	社会福祉法人はまなす会
(2) 法人所在地	〒011-0946 秋田市土崎港中央三丁目4番40号
(3) 電話番号	T E L 018-845-4575
(4) 代表者氏名	理事長 泉 正 樹
(5) 設立年月日	平成14年12月27日

2. 施設の概要

(1) 施設の種類	指定介護老人福祉施設サービス：平成26年4月15日指定 事業者番号 <u>0570151530号</u>
-----------	---

(2) 施設の目的

社会福祉法人はまなす会（以下「事業者」という。）が設置する指定介護老人福祉施設特別養護老人ホームぬくもり山王（以下「施設」という。）は、介護保険法令に従い、入所者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、入所者に対し、日常生活に必要な居室及び共用施設等を利用して介護福祉施設サービスを提供します。

(3) 施設の名称	特別養護老人ホームぬくもり山王
(4) 施設の所在地	〒010-0941 秋田市川尻町字大川反233番地の59
(5) 電話番号	T E L 018-824-7000 F A X 018-862-1713
(6) 管理者氏名	施設長 泉 正 樹
(7) 施設の運営方針	

①施設の事業を実施するにあたっては、入所者の人権を尊重し、入所者の心身の状況に応じ自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとします。

②入所者に対し、施設サービス計画を作成し、入所者の機能訓練及び入所者が日常生活を営む上で必要な援助を行うものとします。

③自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を図ります。

- (8) 開設年月日 平成26年4月15日
- (9) 面会時間 午前7時30分～ 午後8時
- (10) 利用定員 56人
- (11) 第三者評価の実施状況 実施なし
- (12) 居室等の概要

施設では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
個室Aタイプ	8室	トイレ付
個室Bタイプ	8室	トイレ付・洗面台付(内5室は簡易陰圧装置付)
4人部屋	9室	多床室・三連引き戸・障子間仕切付
2人部屋	2室	多床室・三連引き戸・障子間仕切付
合計	27室	

その他の設備

食堂・機能訓練室	2箇所	食堂・機能訓練室を兼ねる
浴室	3室	大浴槽・特殊浴槽、内2室は家庭浴槽
医務室・静養室	1室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、必置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室の変更：入所者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、入所者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、入所者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

3. 職員の配置状況

施設では、入所者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。(併設のショートステイを含む体制です)

<主な職員の配置状況>

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	人数	指定基準	備考
1.施設長(管理者)	1名	1名	
2.生活相談員	2名	1名以上	介護支援専門員を兼務
3.看護職員	5名	3名以上	常勤換算4以上配置
4.介護職員	18名	17名以上	常勤換算17以上配置
5.機能訓練指導員	1名	1名以上	看護職員を兼務
6.介護支援専門員	2名	1名以上	生活相談員を兼務
7.管理栄養士	2名	1名以上	内1名は非常勤
8.事務員	2名	必要数	
9.医師(嘱託)	3名	必要数	
10.調理員	業者委託		

<主な職種の勤務体制>

職種勤務体制（勤務時間）

1.介護職員

早出A	：	午前 7：10～午後 4：10	2～3名
日勤	：	午前 8：30～午後 5：30	2～3名
遅出A	：	午前10：00～午後 7：00	2～4名
夜勤	：	午後 5：15～翌午前9：15	2名

2.看護職員

平常：午前8：30～午後5：30（夜間はオンコール体制）
毎日1～4名が勤務しています。

3.機能訓練指導員

平常：午前8：30～午後5：30

4. 施設が提供するサービスと利用料金

施設では、入所者に対して以下のサービスを提供します。

施設が提供するサービスについて、

- （1）利用料金が介護保険から給付される場合
- （2）利用料金の全額を入所者に負担いただく場合があります。

（1）施設が提供する基準介護サービス

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常9割（一定以上の所得のある方は8割又は7割）が介護保険から給付されます

（給付制限等がある場合はこの限りではありません）

<サービスの概要>

①居室の提供

②食 事（栄養ケア・マネジメント）

- ・施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに入所者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・管理栄養士を含む関連職種が共同で作成した栄養ケア計画のもと、低栄養状態等の予防・改善を図ります。
- ・入所者の病状等に応じて、主治の医師より発行された食事箋に基づき、療養食の提供も行います。
- ・入所者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝 食 ⇒ 7：30～ 8：30

昼 食 ⇒ 12：00～13：00

夕 食 ⇒ 17：30～18：30

③入 浴

- ・入浴（一般浴）は月曜日～金曜日まで行っています。（週2回以上入浴可能です。）
- ・寝たきりでも特別浴槽を使用して入浴することができます。
- ・家庭浴槽は希望があればいつでも利用できます。
- ・体調不良等により入浴できない場合は清拭を行います。

④排 泄

・排泄の自立を促すため、入所者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤機能訓練

・機能訓練指導員の指示・助言のもと、入所者の心身等の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥口腔衛生の管理

・歯科医師等の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生管理を定期的に行います。

⑦その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

<サービス利用料金（1日あたり）>

①サービス利用料金

重要事項説明書別紙「利用料金表」によって、入所者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と居室と食事に係る自己負担額の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、入所者の要介護度に応じて異なります。）

（2）（1）以外のサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が入所者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①理髪・美容

利用料金：実費

②レクリエーション、クラブ活動

入所者の希望により、レクリエーションや行事等のアクティビティ活動に参加していただくことができます。材料代等を負担していただきます。

③日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等入所者の日常生活に要する費用で入所者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

☆サービス利用料金について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2カ月前までにご説明します。

（3）利用料金のお支払い方法

前記（1）、（2）の料金・費用は、サービス利用月毎、及び終了時に合計金額を次の方法によりお支払い下さい。 銀行預金口座振替（秋田銀行・北都銀行） 指定口座振込 現金支払い

（4）入所中の医療の提供について

医療を必要とした場合は、下記協力医療機関において診察や入院治療を受けることができます。（ただし、下記医療機関での優先的な診察・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診察を義務付けるものではありません。）

①協力医療機関

医療機関（所在地）	市立秋田総合病院（秋田市川元松丘町4-30）
	中通総合病院（秋田市南通みその町3-15）

②協力歯科医療機関

医療機関（所在地）	旭北歯科医院（秋田市旭北栄町1-4）
-----------	--------------------

5. 施設を退所していただく場合

（1）契約の終了について

施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、施設との契約は終了し、入所者に退所していただくこととなります。

- ①要介護認定の更新により入所者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合。または、要介護1・要介護2と判定され、特例入所の要件に該当しない場合
- ②事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合。
- ③施設の滅失や重大な毀損により、入所者に対するサービスの提供が不可能になった場合。
- ④施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
- ⑤入所者または身元引受人から退所の申し出があった場合。
- ⑥事業者から退所の申し出を行った場合。

（2）入所者・身元引受人からの退所の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、入所者または身元引受人から施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までにお申し出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合。
- ②入所者が入院された場合。
- ③施設もしくはサービス従事者が正当な理由なく介護福祉施設サービスを実施しない場合。
- ④施設もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合。
- ⑤施設もしくはサービス従事者が故意又は過失により入所者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ⑥他の利用者が入所者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、施設が適切な対応をとらない場合。

（3）施設からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ①入所者または身元引受人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ②入所者または身元引受人による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。
- ③入所者または身元引受人が、故意又は重大な過失により施設又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、契約を継続し

がたい重大な事情を生じさせた場合。

④入所者が連続して3か月を超えて病院等に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合。

入所者が病院等に入院された場合の対応について

施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

入所者が施設を退所する場合には、入所者または身元引受人の希望により、施設は入所者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を入所者・身元引受人に対して速やかに行います。

①検査入院等、6日間以内の短期入院の場合

6日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。

但し、入院期間中であっても、所定の利用料金（居住費等）をご負担いただきます。

②7日間以上3ヶ月以内の入院の場合

3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。

入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時に施設の受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。

③3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。

（4）円滑な退所のための援助

入所者が施設を退所する場合には、入所者または身元引受人の希望により、施設は入所者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を入所者・身元引受人に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

（5）空床利用の協力について

施設は、入所者の入院等で利用されない居室を利用して指定短期入所生活介護事業を行っております。入院等で居室等の利用のない場合は、入所者等の同意を得て、その期間指定短期入所生活介護事業として利用させていただきます。その間は、所定のサービス利用料と居室代等は支払う必要はありません。居室の物品に関しては、施設で一時保管させていただきます。

6. 緊急時の対応について

施設入所中に入所者の病状の急変が生じた場合、またはその他必要な場合は、速やかに嘱託医及び施設の協力医療機関への連絡を行い対処いたします。その際は、ご家族へ必ずご連絡し対処いたします。

7. 非常災害対策について

施設は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画、業務継続計画（自然災害・感染症）を作成し、それらの計画に基づき、職員等の研修・訓練を定期的に行います。

8. 事故発生時の対応について

入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。また、事故の状況及び事故に際してとった処置については記録し、賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとします。

9. 苦情の受付について

(1) 施設における苦情の受付

施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口(担当者) [生活相談員] 川辺 雄平、櫻庭 省吾
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日 午前8時45分～午後5時45分

(2) 行政機関その他苦情受付機関

○秋田市介護保険課

所在地 〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
TEL 018-888-5674 FAX 018-888-5673

○秋田県福祉サービス相談支援センター(秋田県運営適正化委員会)

所在地 〒010-0922 秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館2階
TEL 018-864-2726 FAX 018-864-2742

○秋田県国民健康保険団体連合会

所在地 〒010-0951 秋田市山王4-2-3 秋田県市町村会館4階
TEL 018-883-1550 FAX 018-883-1551